

障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の拡充を求める意見書

社会的支援を必要とする障がい児・者は年々増加している。

現在の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の不足が慢性化しており、結果として多くの障がい児・者が家族の介護を前提とした在宅生活を続けており、その介護負担が増加することで、在宅生活の維持が困難になることが懸念されている。

また、グループホームや入所施設及び通所施設で働く人材の不足はより深刻化しており、職員の負担が増加している。こうした人材不足により、職員の過重労働やそれに伴うサービスの質の低下が懸念されるほか、障がい児・者のニーズに対して、必要なサービスの拡充を図ることが困難な状況が生じている。

さらに、障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」は、社会からの孤立や家族依存、老障介護等の課題が多く、いまだ障がい児・者とその家族が安心して生活できるとは言えず、その早急な整備・拡充が必要であることから、下記の事項を実施するよう要望する。

記

1. 障がい児・者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 前2項を実現するために、関係予算を増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月20日

千葉県成田市議会